

別の問題と考ふるでございます。それからもう一つのいわゆる第一号の確定分、これは國鐵におきましては、業績手当として出しておりますので、このベースとは関係がないといふに私どもは考えております。

それで第二点のこの格差、ただいま五百二十円の分につきまして、これをいかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は仲裁の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。あるいはこれは中労委に対して失礼な言葉かもしませんが、事実はそういうふうに私ども思ひます。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えるが一つなのであります。やはりその回答が文書で確定の数字が出て参ります。されば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと單価と実行単価の間に大きな差があるといふことは望ましくないと、で、これは将来の問題として、こういふことはなくしていくべきものだということ

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすということが、どういう方法でいかに行われるべきか、いかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は中労委の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。あるいはこれは中労委に対して失礼な言葉かもしませんが、事実はそういうふうに私ども思ひます。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすということが、どういう方法でいかに行われるべきか、いかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は中労委の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすということが、どういう方法でいかに行われるべきか、いかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は中労委の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすということが、どういう方法でいかに行われるべきか、いかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は中労委の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすということが、どういう方法でいかに行われるべきか、いかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は中労委の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすということが、どういう方法でいかに行われるべきか、いかに処理するかと云ふことが一番の問題でございますが、これが実は中労委の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもした原因ではないか、こう考へるのであります。それで、私、國鐵といたしましては、政府といたしましても、あるいは公労協といたしましても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えたのではないかと、こう考へておりますが、私のまあ解釈を——これは私は社員業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むということとありますれば、政府の見解が權威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考へるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円といふこと

ならば、今日のよろ公労協を中心としたところの闘争といふものも、相當私は實的であるとするならば、これは今日を境に變化をしてくるのではないか。とにかく、政府が守らざしてここにこまかは官公労、ひいては全労働者階級に悪い影響を与える。それのみか、それがひいては激しい労働運動となつて現われてくるような気がしてなりません。そこで、まあ國鐵當局としても、とにかく調停案の趣旨を了として、しかも、団体交渉で結論を出したものをこの際認めていかぬというような形ではなしに、完全に認めていく。こういう態度を明らかにして一つやつていただきたい、こう思うわけです。それから実行単価と予算単価、これを近づけていく、こういう努力は今後大いにやつていただきなければならぬと思うので、それどころも、果して、政府が今日のようないい実態の中で、これはもう予算単価を合していく、ほんとうにびつたり合していくということは、私はまあ運用の上からいつでも至難な問題ではないかと思う。こういう問題を一つまあ十分お考え願つて、裁定の問題についてはやつていただきたい。

それから今回補正予算の中に組まれております内容を見ますと、いわゆる

國鐵自体がですよ、基準内と基準外を

合せて、まあ何といいますか、流用、

あるいはこの中で操作をやつておつた

ことが、今度は基準内は基準内、基準

外は基準外と明確に分けられて、國鐵

の自由裁量を全然施す余地がないよう

にあの補正予算の内容を見ますすると思

われるのですが、この点のお考え方はどういうふうにお考えになつておられるか、この見解をちよつとお尋ねいたしたい。

○説明員(小倉俊夫君) 前段のベース・アップの問題でござりますが、これはおっしゃる通りに非常に複雑難解でありまして、私どもすいぶん説明を聞きまして、なにおわかない点がたくさんあるのであります。これは各公社とも難没いたしめたのであります。が、それで私も簡単にできるだけ集約して申し上げますと、千二百円のうち百八十円は引かれる——三分の一の百八十円は引かれる。でありますから、ベース・アップのために昇給の資金もふえます。

○柴谷要君 まあ副総裁といつまでやつておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬということで、多少の差引はござりまするが、ごく大筋から申しますと、千二十円といふのがベース・アップだと一つ考へられます。ただし、ここに二つ問題がありますのは、一號確定分の六百円の問題であります。これが先ほども申しましたように業績手当で、國鐵としましては業績手当で出しだので、これはベースになつておりませんが、これせんが、もし、これをベースなりとして差し引くといふ勘定をいたしますれば、千二十円からまた六百円を引きまして、四百二十円のアップといふことになりますから、どうしてもこれ

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵はそれに対し何ら抗弁することなくそのままやつていく考へ方で、これは公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

○説明員(小倉俊夫君) 今度の問題は、先ほども申し上げましたが、三公社五現業全部につながる問題でして、予算の組み方によりまして變つてくる

と思つて、これはまだ政府當局で十分考えることがあつると、かように考へます。

○柴谷要君 まあ副総裁といつまでやつておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけ、こう一聲かけはできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であつても、労組も了解する、こう来ておつても、大がい知つてある仲ですから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきょうの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらいために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会でこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやつていただいておりますので、まあ副総裁とのやりとりになつたのですが、この間団体交渉で國鐵が示された内容もまあ多少違つておりますけれども、どうも百八十円といふこの三分の一が問題で、これを政府に認めさせて貰りますから、それを支弁しなければならぬといふ考へますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ間題を、政府が予算化しないからといつて、ここで差引いていくといふ考へ方は、やはり公労法の精神をじゅうりんするものであると私は思ふ。(その通りと呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずからが破り、國鐵は

が、政府の見解は正しいということを責任者が答弁せられておるのであります。政府は何でもかんでもきまつた通りにやるというのではなくて、その前提には、これが裁定の実施であるものという前提のもとに、この万般の措置が講ぜられておられます。それで私どもの立場は、これははとんど裁定は各公社——三公社五現業に大体同じように出ております。従いまして、それが各公社に、あるいは五現業におきましてまちまちな解釈がとられましたら、これは非常な紛糾に陥るのであります。そこで、これを統一した有権的な解釈をするということとは、これはまあ政府がせられることであります。それに従うということで自主性がないということにも相ならぬのではないか、こういうふうに考えております。

いふうに考えるのですね。だからこそ、私たちには政府の完全実施を要求し、また関係の公社において、こういう問題をやはりやっていくべきじやないか、こういふうに考えるのです。が、なかなかしかしその点あなたの立場からはつきり言われないようですかね、その点はわれわれとしては、そういうやはり御答弁じゃ不満だと思うのです。

もう一点お聞きしたい。それは先ほど業績手当の第一次の問題が出たのですが、六百円の問題であります。この六百円はむんこれは既得権でございましょうね。団体交渉によつてはつきりきまつたのですから、既得権でございますね。この既得権の分を今度はベース・アップの中に入れると、そいつを含ませる、こういうことを別に考えて、それで明らかに今度引かれるのは百八十円だけだ。だから国鉄当局の見解では、実質的には今度のベース・アップは千二十円だ。こういふうにお考えになると、こういうことになるわけですね。そうすると、この業績手当の問題といふものは、今後やはりお出しになるということを前提にしなければ私は意味をなさないのじゃないか。業績手当は今後もやはり別に、今までの既得権として、今のベース・アップとは別にこれはなるのでございましょうね。そうでないと、先ほどの千二十円をベース・アップしたのだといふうことには成り立たないと私は思ふのあります。が、いかがでしょうか。

○説明員（小倉俊夫君） 業績手当は、ペースでございませんで、これはベースの観念から考えますと除外されるべきものだと考えます。これがごとしは業績手当で出来ましたのですが、

それが三十二年度からは、今回の予算措置として、ベースの格好で組み上げられるので、そういう意味から申しましてベース・アップには千二百円出した。千二百円になるのだと、しかし、もしこの六百円を差し引くといふと、観点から、六百円といふものを加えて考えます。非常にくどくど申し上げましたねが、ベースとしてはこれは業績手当に關係ないと、こう考えております。

○岩間正男君 そうすると、これはやはり四百二十円なんですね、そうがしよう。ところがあなたのお話の中で、ベースは千二十円も上げるといふふうに解釈できるといふよくな形で、どうも千二十円上ったといふふうに宣伝されがちなんですね。実質は、六百円といやつは、そうすると今までの業績手当という、まあ実際は確定したものでありますけれども、これは不明瞭な形で出しておる。しかし、これはベースとしてははつきり基本的な本給の中に溶け込むのだ、こういう形である。しかし、千二百円の裁定案がベースとしてははつきり基本的な手当だけ差し引くのだから、実質的には四百二十円だ。この点が明確にさるべきだと思う。私たちはこれにも異議はあるのです。基本的にいいますと、一体既得権なんです。労働者が団体交渉をやつて、そうしてはつきり確立した、そういうものが今度の仲裁裁定の中には溶け込まれるという形で、実際は今まで何のためにそんなら国鉄労働者が努力をし、長年非常に苦しい戦いをして、生活を守るために努力を続けて

きただかと、そういうことがわからなくなる、何か大變な箱の中みたいなものに入れられて、退去のやつを吸収するのだというので、実質的には四百二十円、しかし、官では千二百円、こういう格好で国民の前に手はかりにくい。千二百円上つと、こう思ふ。それで一体また何をやつておるんだ、またどうも職場大へんをきのうきょう始めておる。どうも桂得がいかぬ、こういふに國民はおさえる。しかし、これはごまかしでもある。全くごまかしであるということを私たちはここで明らかにしたい。そんでしよう。実際は四百二十円しか上らない、実質的には。しかし、宣伝では千二百円上げたということになる。うすると、今まで労働組合がやつてきた努力といふものはこれはほんとう認めない。こういうことになつて、政府が、仲裁裁定でそういう不明瞭なのが出てきて——一応労働者はこれ涙をのんで一応事件解決のためにうだ。ところが、それに対して完全実現ができない。そして実際は、またいがかりをつけて、今度は第二次だ、第三次だ、わけのわからないものだ。さらになしくすしにやつしていく。今年度はこれはやらないのだと、仲間委員長のそういう言明さえ踏みにして、今度は百八十四円も引いてしまった、そういう予算措置をしておる。苦しい生活の状態、しかも、非常に危険が多い、こういうような職場の特徴的な事情、さらに一方における国鉄

法規間に質問をされ、云々の如きが、その點に於ては、國鐵の運送計画、輸送増強計画、そういう中で四十四万の人員を一人も減らさない、こういうような重大な問題に当面しておる。こういう労働者に対するところの実際的な措置である、こういう点については、深甚に、國鐵當局はほんとうに今後の輸送行政を円滑にする面から考えなきやならぬのじやないか、これが私の論点です。どうもそぞういう点では非常に自主性がやはりない。熱意と努力が足りない。問題の解決に対して、ほんとうに誠心誠意、全力をあげて当つておるというふうには考えられないのですが、どうですか。私は、もしも、そういう國鐵がほんとうに誠意をもつて当られるなら、こういうものに國鐵はむしろ警告を発して、当然やはり労使間の問題を正常化する、それをさらに悪用したようなやり方で、今度の政府のごまかし解決、こういうかにして、そうして国民の支持を受けれる、これがほんとうに労使間の対立を解決する根本の私は基本的な態度をなければならぬ、こういうふうに考えますが、いかがでございましょうか。

つ努力して参りたい、こう考えております。

○岩間正男君

とにかく國民は千二百

円上げると考へておりますね。國鐵の労働者の中でも、末端の方に行くと、

この問題はなかなかわかつてないといふ実態を、私たちは職場の人なんかと話し合つて聞いているのですから。

そうすると、こういう形で出されると、一体これを、労使間の円満な解

決といふうにいくかどうかといふことは非常に疑問に考えておるのです。

そういう点からも、やっぱりこれは誠

心誠意解決してもらいたいということを私の希望として申し上げて、私の質問を終ります。

○委員長(戸叶武君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(戸叶武君) 速記を始めて。本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小型船海運組合法案(衆)

二、小型船海運組合法案(衆)

三、小型船海運組合法案(衆)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 小型船海運組合
- 第一節 通則(第三条・第七条)
- 第二節 設立(第十八条・第二十五条)
- 第三節 組合員(第十九条・第二十六条)
- 第四節 設立(第二十六条・第三十条)
- 第五節 管理(第三十一条・第五十一条)

第六節 解散及び清算(第五十二条・第五十五条)

第三章 小型船海運組合連合会(第五十六条・第五十八条)

第四章 事業活動の規制に関する命令(第五十九条・第六十二条)

第五章 雜則(第六十三条・第六十九条)

第六章 契約(第七十条・第七十一条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、小型船海運業を営む者が、その経済的地位の改善を図るために、組合を結成することができるようにして、もつて小型船海運業の安定を確保し、國民經濟の健全な發展に資することを目的とする。

(定義)
第一条 この法律において「小型船」とは、貨物の運送の用に供する船舶(はしけを含む。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

一、総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び総トン数五百トン以上の鋼製の船舶

二、ろかののみをもつて運転し、又は主としてろかのをもつて運転する舟

三、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項の漁船

四、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第四項

の旅客定期航路事業又は同法第二十一条の旅客不定期航路事業の用に供する船舶

五、もつばら港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第二条第一項の港湾運送の用に供する船舶

六、もつばら港湾運送事業法第二条第三項の規定により指定する港湾以外の港湾において港湾運送事業法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶

七、この法律において「小型船海運業」とは、次に掲げる事業をいう。

一、木船運送法(昭和二十七年法律第一百五十一号)第二条第三項の木船運航業

二、木船運送法(昭和二十七年法律第一百五十一号)第二条第四項の木船回漕業

三、木船運送法第二条第五項の木船貨波業

四、海上運送法第二条第二項の船舶運航事業(旅客定期航路事業を除く。)であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの

五、海上運送法第二条第六項の船舶貨波業であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの

六、本船運送法第二条第三項の船舶運航事業(旅客定期航路事業を除く。)であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの

七、組合員が保有する小型船の船舶の調整

八、組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

九、組合員に対する小型船海運業に係る共同事業

八、組合員の小型船海運業の經營の合理化に関する指導及びあつせん

十、組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

び旅客不定期航路事業に相当するものを除く。)

第二章 小型船海運組合

第一節 通則

第三条 小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、小型船海運組合(以下「海運組合」という。)を組織することができる。

二、組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整

三、組合員が小型船により運送する貨物の引受け量又は引受け方法の調整

四、組合員が配船する小型船の船員の調整

五、組合員が保有する小型船の船員に対する借入額の調整

六、組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

七、組合員の小型船海運業に関する共同事業

八、組合員の小型船海運業の經營の合理化に関する指導及びあつせん

九、組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん(あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。)

十、組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

第二節 事業及び調整規程(事業)

第八条 海運組合は、次に掲げる事業を行なうことができる。

一、小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貸渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うもの

の調整

二、組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整

三、組合員が小型船により運送する貨物の引受け量又は引受け方法の調整

四、組合員が配船する小型船の船員の調整

五、組合員が保有する小型船の船員に対する借入額の調整

六、組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

七、組合員の小型船海運業に関する共同事業

八、組合員の小型船海運業の經營の合理化に関する指導及びあつせん

九、組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん(あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。)

十、組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

二、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

五、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

六、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

七、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

八、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

九、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十一、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十二、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十三、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十四、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十五、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十六、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十七、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十八、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

十九、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十一、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十二、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十三、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十四、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十五、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十六、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十七、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十八、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

二十九、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十一、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十二、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十三、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十四、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十五、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十六、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十七、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十八、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

三十九、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十一、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十二、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十三、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十四、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十五、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十六、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十七、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十八、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

四十九、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

五十、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

五十一、前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ登記をしなければならない。

(議決権及び選挙権)

第二十一条 組合員は、それぞれ一

個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところ

により、第四十五条の規定により

あらかじめ通知のあつた事項につ

き、書面又は代理人をもつて、議

決権又は選挙権を行うことができる。

この場合には、その組合員の

親族若しくは使用人又は他の組合

員でなければ、代理人となること

ができない。

3 前項の規定により議決権又は選

挙権を行ふ者は、出席者とみな

す。

4 代理人は、十人以上の組合員を

代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面

を海運組合に差し出さなければな

らない。

(経費の賦課)

第二十二条 海運組合は、定款で定

めるところにより、組合員に経費

を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払に

ついて、相殺をもつて海運組合に

対抗することができない。

3 組合員の責任は、第一項の規定

による経費の負担に限る。

(使用料及び手数料)

第二十三条 海運組合は、定款で定

めるところにより、使用料及び手

数料を徴収することができる。

(過怠金)

第二十四条 海運組合は、定款で定

めることにより、組合員に対し

て過怠金を課することができる。

2 海運組合は、前項の規定によ

り、調整規程に違反した組合員に

対して過怠金を課そらざるととき

は、過怠金の額その他の事項を調

整規程で定めなければならない。

(法定脱退)

第二十五条 組合員は、次の理由に

よつて脱退する。

1 組合員たる資格の喪失

2 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号に掲げる組合

員につき、総会の議決によつてす

ることができる。この場合には、

海運組合は、その総会の会日の二

十日前までに、当該組合員に対し

てその旨を通知し、かつ、総会に

おいて弁明する機会を与えない

ばならない。

1 一 海運組合の目的の遂行を妨げ

る行為をした組合員

2 二 その他定款で定める理由に該

当する組合員

第四節 設立

3 除名は、除名した組合員にその

旨を通知しなければ、これをもつ

てその組合員に対抗することができ

ない。

第五節 管理

(設立の認可)

第二十八条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(設立の認可)

第二十九条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(設立の認可)

第三十条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(設立の認可)

第三十一条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(設立の認可)

第三十二条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(設立の認可)

第三十三条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(設立の認可)

第三十四条 発起人は、創立総会の

終了後遅滞なく、定款その他運輸

省令で定める書類を運輸大臣に提

出して、設立の認可を受けなければ

ばならない。

(役員)

第三十二条 海運組合に、役員とし

て理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし

し、組合員たる資格に関する規定

について、この限りでない。

4 創立総会においては、前項の定

款を修正することができる。ただ

し、組合員たる資格に関する規定

については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる

資格を有する者でその会日までに

発起人に對し設立の同意を申し出

たものの半數以上が出席して、そ

の議決権の三分の二以上で決す

る。

3 組合員又は組合員たる法人の

役員でなければならない。

4 理事の定数の少くとも三分の二

は、組合員又は組合員たる法人の

役員でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数

の三分の一をこえるものが欠けた

ときは、三月以内に補充しなけれ

ばならない。

(役員の任期)

第三十三条 役員の任期は、三年以

内において定款で定める期間とす

る。

(役員の任期)

第三十四条 役員の任期は、三年以

内において定款で定める期間とす

る。

(役員の任期)

第三十五条 役員の任期は、理事の過半數

が出席し、その過半數で決する。

2 理事会の議事は、理事の過半數

が出席し、その過半數で決する。

3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事の責任)

第三十六条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、海運組合

に対し連帯して損害賠償の責に

任ずる。

(商法等の準用)

第三十七条 設立については、第二十

一条、商法（明治三十二年法律第

四十八号）第二百三十九条第五

